

近世後期の本所組織と在地神職 — 吉田家江戸役所の地域的展開に注目して —

中澤 資 裕

はじめに

先に著した拙稿で、筆者は越後国古志郡三宅神社（長岡市）の神主で、安永～寛政（一七七二～一八〇一）頃に活躍した星野大内蔵に注目し、彼が京都・吉田神社で神職を司る吉田家と地域神職を結ぶ中間的な立場を築いたこと、延長五年（九二七）に成立した『延喜式』神名帳所載神社（式内社）に関心を寄せ、越後四郡（古志郡・魚沼郡・刈羽郡・三島郡）の式内社比定神社の神主を糾合して組織化した¹が、やがて反発を受けた経過を明らかにした²。この間、大内蔵は主として京都と往還を重ねたが、寛政九年（一七九七）に「諸国神祇道取締」を名目に吉田家の出張所（江戸役所）から役人（出役人、宮川権頭）が下向すると協働し、ともに在地神職への働きかけを行った。この過程で、地域神職は出役人の宮川に大内蔵以上の権威を認め、先行して成立した式内社比定神社の神主組織が瓦解する原因になったと考えた。

吉田家の出張所は、寛政三年に設立された江戸役所を嚆矢に寛政六年には大坂用所ができ、寛政十二年になると堺にも用所の設置が計画されたが、こうした本所の出先機関の研究はほとんどないといわれている³。大坂用所の開設と初期の活動を検討した井上智勝は、大坂・堺の研究は絶無とし、わずかに江戸役所について椛山林継による先駆的な業績を挙げるのみである⁴。上総国天羽郡木村（千葉県富津市）の八雲神社大宮司椛山（杵山）林忠が書いた「日記」を主たる史料に用い、発足前後のいきさつと京都表・幕府との折衝、寛政九年の出役人派遣等に至る草創期の江戸役所を分析した椛山の仕事が著されて以降、本所役所への出張所へ注意が払われるようになり、言及も増加した。この研究動向は支配する側だけでなく、される側の論理に注目する歴史学会全体の趨勢とも絡み合っている。そのため、出張所へ注目する観点も多元的に意義づけられる見方、⁵在地での個別具体的な影響関係への着目という二点におおよそ大別される。それに幕府との関係を見通して大局的に意義づけられる見方、⁶在地での個別具体的な影響関係への着目という二点におおよそ大別される。

①については、吉田家に有力な競合者（白川家）が登場して門人獲得競争が起ったこと、従来であれば対象から外れていた下級宗教者の組織化が図られるに至り、幕府もまた拡大する神職の把握を迫られたことなど、十八世紀後半の宗教世界のなかで出張所の意義を捉える論点が提示されている。そのさい、江戸役所・大坂用所の創設に先立って宝暦期（一七五一～六四）の畿内で起こった事象が注目されている。井上智勝は、宝暦七年（一七五七）に幕府・南都奉行と領主の許可を得た白川家が畿内五か国を巡回して行った神職改めの手法に言及した⁷。在方を廻り、配下の獲得を図るこの方法を吉田家がかつて採らなかつた手法と評価し⁸、そのうえで宝暦

七年八月、幕府が「諸国大小之神社、京都における御用に付いて、当時所在の分洩らざる様取り調べ、書き付け差し出されるべく候」とした触れに着目して、これが白川家に反発した吉田家の対応と関係する可能性を示した。加えて、同年十一月に吉田家が武家伝奏へ宛て、「神社御条目の儀、寛文中仰せ出だされ候、(中略)畢竟先年御触已来余程年数も相立ち候故、末々に至り候ては右御条目の趣を弁へ申さず候輩も多くこれあり候故と存候間、何卒御再触れ成し下されたく」と願ひ出た一件と結び付け、八月の触れと連動していた可能性を考えてもいる^⑥。幕府が出した宝暦七年の触れについては、社人の存在するいかなる神社をも対象にした特色があり、専業神主のみならず、百姓持ちの小社の社人をも掌握するところに政策のねらいがあったとする高埜利彦の指摘もあり^⑦、いずれも妥当な理解と思われる。

こうした前史を把握したうえで、高埜は他社と比較して吉田家の優越を幕府が定めた「諸社禰宜神主法度」が天明二年(一七八二)に再触れされたこと、吉田家と同時期に白川家もまた江戸へ役所を設置したこと、同じ頃陰陽道の土御門家が江戸役所へ触頭機能を付与したことを一連のこととみなし、十八世紀末を宗教者の人別把握と統制が強まった時期と考え、江戸役所の意義を見通した^⑧。この提起を意識する形で、井上智勝は江戸や大坂の役所や用所、神祇道取締役などは一八世紀後期、白川家との競合に直面した吉田家が在地への浸透を図るなかで現れた現象と捉えて、百姓身分の神職や都市における下級宗教者を編成する必要から、多様な対象に応じるため体制の構築を図った結果と理解している^⑨。

こうした本所間の競合や幕府による施策の影響には、一方で地域的差異なども予想される。その意味で、②の視点には多くの可能性があると思われるが、必ずしも研究は蓄積されていない。なかで、甲斐国中地方の社家のうち、府中八幡宮(山梨県甲府市)に奉仕する「勤番」といわれる体制に組み込まれた神職が、寛政三年の江戸役所設置以降吉田家との関わりを密にし、その働きかけで寺院からの離檀を求める向きが増えたことを指摘した西田かほるの考察は注目される^⑩。西田の分析は寺院との関係に限らず、幕府・村方との関わりや勤番制度自体から離脱する神職の志向まで多角的で、その都度本所の影響に注意が及んで重要な指摘が多い。ただ、江戸役所の影響に着目しながら、京都と在方の間にあった旧来秩序との差異は言及されず、出張所の発足で分散した権威が地域へどう影響したかといった考察には必ずしも及んでいない。新たに役所が誕生すれば、その権威が浸透するまで在地との間に双方向的な疎通があり、どちらかといえば片務的な京都本位の旧来秩序とどこかで矛盾し、衝突したことが予想される。とりわけ、江戸の役人が現地でも神職と対峙した寛政九年の出役は、もつとも象徴的にこの問題が表面化する契機になったと思われる。こうした観点による検討は、①・②双方の分析を補う意義を持つだろう。

江戸役所による寛政九年の出役については、先の小論で多少の言及をしたが、そのさいは考察の中心を星野大内蔵の履歴に据え、主題に関わる限りでの叙述に留まり、どういう仕組みや論理で在地神職への影響を担保し、役人を迎える側がいかなる心象にあったかと

といった観点では考察が及ばなかった。この出来事を通して浮き彫りになる京都と江戸、それに在地の関係性についても理解には不足があった。本稿では本所役所の役人が在地神職と直接対面を重ねたこの出来事に焦点をあて、とりわけ宮川権頭の越後下向に注目して、本所支配の展開とそれを受け止めた地域神職の動静について検討していきたいと思う。

1 江戸役所出役の構造

本章では、吉田家江戸役所が設立されて以降の地域神職との関係に注目し、相山林継が紹介した「日記」に在地史料を交え、寛政九年に至る時期の動静を確認しておきたい。

江戸役所は、寛政元年に吉田家役人の大角主計と相山林忠の間で打ち合わせが整い、寛政三年には林忠及び上総国望陀郡飯富村（千葉県袖ヶ浦市）^{おほ} 飢富神社の深河常陸介、同国君津郡木更津村（木更津市）の八幡宮神主八劍勝寛の次男勝猷の三人が吉田家と交渉を重ね、幕府寺社奉行所への伺いを経て、同年十二月に中橋桶町（東京都中央区）へ開設された。そのさい八劍勝猷実弟の馬来田石見を「関東筋取締方」に取り立て、常駐させて体制を整えた。次に掲げるのは、江戸役所の創設にあたり幕府へ宛て出された一札である。

〔史料1〕

口上覚

吉田家配下神職為取締、今度於江戸桶町東会所、役所被相構、役人共被差出置、関東筋配下取締方被相調候ニ付此段御届可申候、右之御趣宜御聞置被下度願被存候、以上

寛政三年亥十二月

吉田二位殿使者

鈴鹿一学

塩田兵庫^①

差出人のうち、鈴鹿一学は京都吉田家の役人で、江戸役所設立にあたり相山林忠らと打ち合わせを重ねていた。塩田兵庫は、関東筋取締方に任せられた馬来田石見が絶家した社家を再興して改めた名前である。彼についてはのちに再び語ることがあるだろう。史料はこのたび役所を構えたこと、役人を置き、関東筋の配下神職を取り締まるとその目的を述べている。

では、関東筋配下取締りの実態はどうだったのだろうか。次に挙げるのは、開設から比較の間もない時期に、その対象になった地域の神職が江戸役所に宛てた一札である。

〔史料2〕

一 今般同国同郡同職一統神道宗門葬祭奉願上儀年及候二付、我等儀も年来之志願奉存候間相成候儀二御座候ハ、奉願上度候、尤參上仕(次領)奉願上処奉存候得共、寺院等致故障出入二も相成候而者迷惑二も奉存候間、乍憚竊心書面御内意御願申上候、一同御願被為遊候節者御書印被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政五丑年

九月

越後国蒲原郡三条八幡宮神主

藤崎和泉印

江戸御役所

大角勘解由様

同所槻田神社神主

五十嵐長門印

右同断

塩田兵庫様(12)

蒲原郡三条(三条市)の在とされる二名の差出人のうち、五十嵐長門が神主を勤める槻田神社は正確には蒲原郡荒町村(同)に鎮座する。名宛人のうち大角勘解由は、吉田表で諸国からの出願等を取り次ぐ役人(国掛役人)の一人で、この職掌を検討した椋山林継の研究によると寛政四年五月には京都におり、寛政九年にはやはり京都で越後・伊勢・尾張・駿河・武蔵・丹波・丹後・美作・伊予の九か国を担当していた(13)。そのため、勘解由の所屬を「江戸御役所」としている点は疑問が残る。ただ、在地神職が彼を江戸役人の一人と目しているのは、京都・江戸間の職掌に矛盾が生じないよう吉田家側に一定の配意があったことを窺わせる。

願い出の内容は、越後蒲原郡中の神主が神道での宗門改めと葬祭を願い出ているが、我等にとつても年来の志願である。江戸へ参上し願い上げればいいのだが、寺側が障りとし出入りになると迷惑なので、密かに内意を伺いたいとしている。この時期の三条町・荒町村はともに村上藩領であったが、郡内には高崎藩・長岡藩・新発田藩・村松藩といった私領、それに幕府領が錯綜し、行政は郡単位では動いていない。彼らのいうように、蒲原郡中で組織的な願い出があったかなどは不詳だが、「寺院など故障致し出入りにも相成り候ては迷惑」とする以上、この動きは水面下のことで、なお公論化されてはいなかったように思われる。和泉と大和もまた出入りには消極的で、そのため本状も非公式であり、江戸役所もまた神道での宗門改めに積極的だったようには読み取れない。

江戸役所の態度の背後には、この問題に対する幕府の意向が多分に影響していただろう。各地の神職から持ち込まれた離壇願いとその裁許に注目し、この問題の推移を検討した辻善之助の仕事を手掛かりに、当該期の幕府の施策を確認してみたい(14)。

〔史料3〕

阿部兵部少輔領分上総国天羽郡木村二罷在候神職杵山賀守(マヤ)と申者願出候者、代々吉田家支配神職家二御座候得共、是迄同国同郡数馬村大龜寺(ウ)檀家二御座候処当年より宗門人別帳別紙仕、加賀守神道一派を相立大乘寺檀家を相離候而吉田家役人より邪宗二而無之受合書付差出、宗旨改受申度旨相願候付、右之通申聞候而も不苦候哉、左候得者大乘寺奥印除候儀難相成旨申候、依之遂吟味候所別紙書付之通御座候、右兩様申付方之儀如何取斗可申哉、御内々御問合、上之様兵部少輔申付候、以上

八月十八日

阿部兵部少輔内

白井源左右衛門

御附札(本)

事内加賀之義神道一派を相立、吉田家二而宗旨改受候儀、其義者勝手次第、其外家内俗男女之者ハ前々之通大乘寺宗判を受、且家相離義容易ニ難相成筋申付候

申九月(15)

右は、天明八年八月の幕府寺社奉行への伺いと裁許を掲げたもので、当年より宗門人別帳を別紙とし、寺院を離れ吉田家の書付により宗旨改めを受けたいとす八雲神社の椋山加賀守（林忠）の出願に対し、神道の一派を立て、吉田家で宗旨改めを受けることは勝手次第とするが、家族については寺院の宗判を請け、離檀はなし難いと申し渡されている⁽¹⁶⁾。辻善之助は天明五年・寛政三年・五年・享和二年（一八〇二）に重ねて起こされた同様の訴訟を概観し、吉田家が神葬祭の免許状を下付した場合は神職当人と嫡子が寺門を離れても差し支えないが、他の家内が離れることはできないとし、これを幕府の方針と解している。こうした幕府の政策が藤崎和泉・五十嵐長門の願い出にも影を落とし、江戸役所の判断にも影響したと考えられる。

2 本所間の競合

この間、白川家もまた地域での教線の拡大に動いていた。次に掲げるのは寛政四年八月、新発田藩へもたらされた情報を控えた日記（月番日記）から抜き出した記事である。

〔史料4〕

（八月五日）

一 京都白川資延(スケノウ)王様より神祇道諸国御門人御配下之者共行事方御改二付、此度諸国江御役被指向候由、越後国江も巡村二付、御領分二而ハ最寄次第旅館補理被置度旨、御頼之旨昨日之御便ニ申来候二付、田中権大夫・能勢角左衛門呼出し組々郡廻り指出し、相对頼

等有之候而ハ嚴敷相断候様庄屋共江密々可申含申達候事

(八月十四日)

一 白川資延王御家来主馬助と申仁昨暮前当町江着、檢断共を以此度御使者ニ罷下り候由能勢角左衛門申聞候、此御使者取次郡廻り富樫名大夫指出候処、左之通御口上書指出、并右御使者ニ而被遂吟味ニハ無之候得共、溝口相模守様御縁を以左之御品被進候事

神祇管領

白川伯資延殿御使者

中村主馬介

口上覚

近來諸国神祇道門人配下末々之者とも行事方猥りニ相成候ニ付、今般被相改度被存候、依之北国筋門人配下手寄宜所ニ旅館被為催度被存候処、則越後国御領分下今町都合宜場所ニ有之候ニ付、右場所ニ而地面被借受度被存、段々配下之者江被下付相糺候処、瀬兵衛と申者所持之地面ニ宜場所所有之趣承知仕候ニ付及懸合候処、彼是答及延引候間、暫く之内右地面早速貸呉候様御威光を以被仰付被下候様被致度被存候、此段御領掌之上宜被仰付被下度以御使者御頼被申入候、以上

口上書

今般 御社用ニ付罷下候、逗留中之儀ハ三条町ニ旅宿仕候積り御座候処右場所ニ而ハ勝手悪敷御座候間、下今町八十八と申者存知合之者ニ御座候間、同人方ニ旅宿仕候間、此段御届申入候、尤表札工差出候間、是等之義も村役人江声懸被下候様仕度奉存候、以上

八月

白川伯王殿御内

中村主馬介

(八月二十四日)

一 白川王殿御内中村主馬助と申御仁、昨十九日私方へ被下御申ニは、此度神祇伯御旅館之儀ニ付、此間新発田表へ罷越、当御領主御役人中江も御懸合申候、其下段之用向も有之、手前共儀当町ニ暫逗留可致も難斗候、尤去役頭長谷川□濃助儀ハ此表當時用向も無之ニ付、両日中当所出立江戸表へ帰府致候、右之始末之通得其意候段被伝候¹⁷

まず八月五日、「神祇道諸国御門人支配下」の行事改めに巡村するので、領内に寄ったさいは旅館などの手当てを頼みたいと新発田藩宛てに便りがあり、藩ではもし組々を廻り、神職との相対を頼んだ場合は厳しく断るよう庄屋たちへ密かに申し含める達しを出した。十四日になると中村主馬介という神祇伯白川資延の使者が領内にやってきて、近來諸国の門人・配下の者の改めを実施したいとし、三

条町に逗留するつもりだったが勝手が悪く、新発田藩領今町（見附市）を拠点としたいのでそのように仰せ付けてほしいと願い出た。実際、一時的に今町へ逗留するなどしたが、ほどなく江戸へと戻ったらしい。この経緯をみると新来の白川家は藩にとつては警戒の対象であったこと、主馬介は江戸役所の役人で、くまなく巡村して神職と相對するといふよりは拠点を設け、威光を仰ぐ者の参向を待つといった手法を採つたらしいことが窺える。諸国門人等を改めるとする公式の動機に比し、拠点を設けて参向を待つやり方が理にかなったかは別に検討を要するが、ともかくこの年白川家が越後へと姿を現した事実は、吉田家にもある種の脅威に映つたと思われ。

〔史料5〕

社法旧例を破り我俣之致取斗候出入

右訴四人惣代五十嵐隼人奉申上候、弥彦明神之儀者越後国一宮二而、往昔 天照大神之彦神天香語山命人皇六代 康安天皇元年鎮座之社神例ヲ以凡二千年來神主始神職之者共居官相續仕來、何方之門弟支配と申儀無御座候、尤寛文中無位之社人者白張を着、其外之裝束ハ吉田家之許状ヲ以可着之旨被 仰出候二付、弥彦之儀ハ鎮座已來社例を以居官仕來、神主初社家之者共古來より家々着來候裝束を以神事相勤候旨寺社御奉行所江申上候処御聞濟被成下、遠国ニ珍敷社ニ候間已來神事無懈怠一社之故実退転不致様相守可申旨被 仰渡候間仕來之通相守、神領政務之儀ハ神主老官例席二而諸事申談、社人百姓共ニ違乱無之様取斗ひ、神主繼目之節ハ任先例社職一同連印を以寺社御奉行所江奉願聞濟之上神主相勤來申候、然処今般當神主高橋兵部儀如何相心得候哉、旧例を相破老官神職之者共へ曾而不申聞、一己之存寄を以神祇伯白川殿江門入仕、神主号を改大官司号免許請候由二而、当三月中江戸表より国元へ罷下候節白川殿東御役所之御印鑑を以、道中先触荷札提灯等迄白川殿御用と書記罷下候付難心得奉存様子相尋候得共、誤合不申候間白川殿支配ニ相成候儀と奉存候、左候得者天香兒山命二千年來相伝候神法断絶、神例退轉仕社法新規相改候段奉恐神慮、老官并神職之者共一同身命を捨候程残念至極不得止事歎ケ敷奉存候¹⁸⁾

〔史料6〕

寛政六寅年二月廿日、寺社御奉行松平右京之亮様へ御呼出有之、訴訟方五十嵐隼人・行田要人・高橋舎人、相手方神主高橋兵部、同人隱居代荒川友次郎、昼九ツ時分御吟味相始候次第左之通

御掛り御留役服部権之進様被仰候ハ、兵部親圖書代社家友次郎今般兵部事白川殿御門弟と相成候事、能き事ニ相心得候哉、又ハ悪き事ニ存候哉、右白河^(白河)一条之事ハ新規之事と老官共より申立候、殊ニ弥彦明神鎮座以來何方へもたよらす一社ニ伝來候旧例を以是迄相續致候事ハ如何心得候哉、(中略)

一 此度白川之一伯等云課候¹⁹⁾へ者、吉田家之後難を相除候事故如何様三人難儀いたし候ても弥彦居官之旧例相立候様致度、そのミ奉対

御神君是非とも御裁許を相蒙り末代迄ノ礎を堅メ度心掛罷在候、各様始社家中ニも此処ハ御家来たるもの候、平日奉願処相違無御座候、何となく吉田家ニ而も此節之白川一条之片付方を窺居候様子と相見申候、弥大切之訴ニ御座候⁽¹⁹⁾

掲出したのは、蒲原郡彌彦神社（弥彦村）に伝わった社家文書二点から引いたものである。「史料5」は寛政五年八月付で、彌彦神社老官の五十嵐隼人ら四人が幕府寺社奉行所へ訴えた一札の写しである。彌彦神社は越後一宮の由緒と朱印地五百石を持ち、神主以下二十余の社家は本所を仰がず、神前で儀礼と同輩への振る舞いにより襲職するのが仕来りとされている⁽²⁰⁾。本史料によると、寛政五年の「諸社禰宜神主法度」でも、神主以下の社人は古来より各家伝来の装束により神事を勤めてきたと幕府寺社奉行所へ申し上げ、遠くに珍しいので一社の故実を退転しないよう守ることを申し付けられたという。ところが神主高橋兵部は独断で白川家へ入門し、寛政五年三月江戸から国元へ下るにさいし「白川殿関東御役所」の印鑑で道中を先触れし、荷札・提灯まで「白川殿御用」などと書くのは心得難い。白川の支配になれば二千年来相伝してきた神法は断絶する。残念至極で嘆かわしいと訴えている。

「史料6」は翌寛政六年二月に寺社奉行が行った審理の記録で、兵部が白川家へ入門した動機には「吉田家之後難」を除くことがあり、吉田家自身この訴訟の行方を注視しているとされている。訴訟以前の彌彦・吉田の折衝は史料上みあたらないが、寛政九年八月、彌彦神社の社頭を訪れた江戸役所の宮川権頭は、彌彦の社人が伝奏もなく、ほしきままに装束・鎧などを身に着けるのは天明二年の御条目（諸社禰宜神主法度）の趣意に反するとし、先年星野大内蔵が懸け合い、上京は二三年猶予してほしいと承ったがなお挨拶がないと問いただした⁽²¹⁾。このことを考えると、寛政五年頃までに吉田家の改めといった名分で彌彦神社は星野大内蔵からある種の圧力を受けており、兵部はおりしも廻村のあった白川家の働きかけを奇貨として入門に及んだ可能性がある。

このように、宝暦期の畿内がそうであったように、越後においても白川家は吉田家に先行して直接神職への働きかけに及び、門人の獲得を図っていた。それに対し、吉田家の対応がにわかに変化したのが、出役の制を開始した寛政九年であった。

「史料7」

寛政九巳年、京都吉田御本所様より御廻状写、廻状を以て相達せ被れ候、然れば諸国神職之内、神祇道法令に疎く、教通の繪旨の御条目、天明二寅年の御触の御趣意を弁せず、本所の許容も請はず、恣に神勤致し候族数多之れ有るの由、粗々相聞え候故、国々の神祇道取締りの為に出役人差し向け被れ候に付き、今般其の国へも役人共差し出だされ教諭致され候間、其の最寄にて申し合せ、繪旨の御条目、天明二寅年の御触の御趣意に背き候輩并休家絶家の社家等聞き糺し置き、出役人廻村の節、具に申し立つ可く、只亦下社家神子に到る迄、参会致し教導の筋承服致す可し、若し社例仕来抔と称し、適意募り候へては越度と為す可く候間、心得違ひ之れ無きが為め達し置き候也

巳四月

吉田殿江戸御役所

越後国蒲原郡社家中⁽²²⁾

右は、幕府領蒲原郡加茂町（加茂市）に鎮座する加茂明神神主の古川舎人が受け取った吉田家廻状の写しである。文意は、神職のなかに法令に疎い者がおり、綸旨や御条目、天明二年の触書の趣意をわきまえず、本所の許容も請わずに勤める神職が数多いと聞いている。そこで国々の神祇道取締りのため出役人を差し向け教諭するので、最寄りの神職で申し合わせ、御条目や触れの趣意に背かず、休家・絶家の社家などを聞き糺し、廻村のさいはつぶさに申し出ること。そのさいは下社家・神子に至るまで参会し、教導の筋を承服することを説いている。相山林継は、出役にあたっては寛政九年三月二十五日に江戸役所より幕府寺社奉行板倉周防守へ届け出て、「神祇道筋は御職掌之儀ニ付御取締御勝手」の旨により差し戻されたことを紹介し、実際に開始したのは五月頃と述べているが⁽²³⁾、本史料は四月付で注意を惹く。つまり、江戸では役人が下向する以前に趣旨の浸透を各地に伝達し、そのうえで発足することを目論んだことになる。

廻状では、繰り返し「天明二寅年之御触」に背かないことをいっている。幕府による法度の再触れは、他社に対する吉田家の優越を定めた寛文五年（一六六五）法度をただ繰り返しただけでなく、吉田家の許しを受けず、社例などと称して装束等を着す者がいること、神職がおらず、村持ちなどと称して神事祭祀を執行する向きがあることを述べて戒める付帯事項が付いていた⁽²⁴⁾。すでに述べたように、幕府の動機はこうした統制にこそあった⁽²⁵⁾。廻村にあたり休家・絶家を聞き糺し、社家・神子といった下級神職の参集も命じた古川舎人宛ての右記廻状は、再触れが吉田家と幕府共通の利益となり、寛政の出役でも貫徹していたことを語っている。しかし江戸役所は廻村に先立ち廻状をまわすだけでなく、もうひとつ手続きを踏んだ。

〔史料8〕

一 此度吉田御本所様より国々村々堂宮御糺方并神祇道乱之所御教用之御役人御出張ニ付、当組村々同宮神主別当之訳書上帳致出来候由ニ而、古来之訳合大庄屋所より御糺ニ御座候処、代官嶋新田神明堂之儀者往古より明照院別当ニ而、外神主と申候無之旨明照院申之、又ハ山城方ニ而ハ元禄年中右様書上有之候節大庄屋所ニ而村々同宮別当神主御取調之上御書上帳ニ者神主肥後と有之ニ付、此度之儀茂先年通書上帳致出来候様いたし度旨申之相片付不申候、（中略）此度書上帳ニ別当明照院・神主山城と書上いたし可然旨御取暖ニ付、熟談之上御取暖之通納得いたし候処相違無御座候、然ル上ハ後年迎も前文是迄之通双方違乱無之神事相勤可申候、為後日内濟為取替連印之一札仍而如件⁽²⁶⁾

右は、寛政九年閏七月付で蒲原郡代官嶋新田（三条市）の明照院、同郡鶴森村（加茂市）の若宮八幡宮神主田代山城が交わした内済濟口証文の一節である。代官嶋新田にある神明堂の管轄権をめぐり両者が争ったもので、互いの職分を「別当明照院・神主山城」と書き付けることで落着いた。しかし、悶着が起こった発端は新発田藩領鶴森組の大庄屋所から届いた取り調べであり、その動機は村々の堂宮を糺し、神祇道の乱れを教諭するため本所役人が出張する、ついで組内神社の別当・神主を記し書上帳を作成するようにと藩の指示が届いたことにあった。実際、前月新発田藩には江戸藩邸を経由して以下の触れが届いていた。

〔史料9〕

一 湯浅斎・田中権太夫左伺之通相触候様申達候事

渡辺出羽代仮役

日下部大和

安藤監物

此度神祇道糺方二付、吉田様より諸国江役人被指向候趣江戸御屋敷江以御使者別紙書付之通申来候間、其旨相心得配下社人共へ申合可置候、勿論右役人社人共方二而止宿等致シ義も可有之候二付兼而心得居、其御差支等無之様取斗置可申候

此別紙ハ略ス

以廻状申触候

一 京都吉田様御配下諸国神職之内神祇道法令を乱し候族数多有之不輕義二付、為取締諸国へ追々役人中被指向神祇道被致教諭候由、依之御領分江茂右役人中可被致通行候由御使者を以被仰越候段、從江戸表御便有之申来候、此末右役人二中通行之節人馬繼立ハ不及申、渡場泊所共二先触之通指支ハ勿論、輕率之義無之様手配可致候、尤先触之義先宿より致到来候ハ、昼夜二不限繼送り、無遅滞取斗御料・御他領不限通行之節之振合、先々へ聞合指支無之様二取斗可被申候、已上²⁷⁾

神祇道法令を乱すものが多いので、取締りに国々へ出張するという骨子は「史料7」にみた加茂明神の古川舎人へ届いた中身と同様だが、時期的には違いがあり、吉田家は廻状を六月付で新発田藩江戸藩邸へ發出し、国元では六月十二日付の記録に留めている。時期が異なる一因は、幕領と私領における江戸との疎通の頻度の差異があるだろうが、幕府との間にはあった回路を大名とは構築できずにいたことが考えられる。しかし、この要請に藩は領内通行の便宜を図り、粗相のないよう手配することを指示しており、寛政四年の白川家への対応とは顕著な違いがあった。この時、藩の役人が筆写を略した別紙があり内容は窺えないが、同じ六月付で領内の小須戸組、

表1 神職名簿所載記事の比較

種類/人名	藤崎和泉	五十嵐長門
小泉蒼軒本	「社地四拾間四方、内藤豊前守領分三条町八幡神主 藤崎和泉」	「社地廿五間ヨ、拾壹間ヨ、同村槻田神社大宮司 五十嵐長門」
魚沼神社本	「八幡宮 三条 藤崎和泉」	「槻田神社 同 五十嵐長門」
小池家本	「八幡宮 従五位下三条 藤崎丹後守」	「槻田神社 三条 五十嵐長門」

八月付で新津組の社号・神職と由緒をまとめた書き上げが作成され、九月には幕府領蒲原郡中条組（胎内市）でも同趣旨の文書が成立した痕跡がある⁽²⁸⁾。「史料8」でみた鶴森組の動向とあわせて、別紙には各組の大庄屋へ宛て「村々同宮神主別当之訳書上帳出来致させ」る趣旨の指示が書かれていたに違いなく、幕領を含めて広く要請され、しかもそのねらいは着実に実現した。

こうした手続きは、各地の神職にとつて領主の命令と異なるところがない。書き上げへの記載は、幕府や藩への届け出とほとんど同義になる。代官嶋新田の神明堂をめぐる明照院と田代山城の争いの顕在化が寛政九年なのは、必然性があったといえる。

こうして集められた情報は、一国規模で名簿とされた。管見の限り、越後一国規模の名簿は三種類残っている。筆記者・所蔵者等の名を採って、便宜的に小泉蒼軒本・魚沼神社本・小池家本としておきたい⁽²⁹⁾。越後に残る三本のうち、魚沼神社本・小池家本の成立年は知られないが、新発田藩の鄉村名主等を勤めた小泉蒼軒が弘化三年（一八四六）に写したことが確かな一本には、「寛政九巳年」の年号と「取締方出役宮川権頭、手付小島部・斎藤権司」と取りまとめに関わった人物の名が書かれている。この経緯に鑑みると、宮川が領主ごとに書き出された神職名簿を取りまとめたことになる。

そもそも、吉田家の支配神社名簿・門人帳には不備が多かった。安房国の場合、寛政二年の時点で一国内全神社を収録する「安房国四郡神社領高神主覚帳」があったとされ、相山林継は触頭神職等の活動によって作られたことを推測している⁽³⁰⁾。しかし全般的に不十分で、寛政十年二月に認められた江戸役所側の記録では、「先達て出役の節、先々にて重立候社家名前等存せず、差し支え候につき、今度は注連頭・触頭等の名前承知これありた」と、名簿の不備により出役人が不便をきたしたことを書いている。名簿の作成は出役人にとつて重要事で、是が非でも得なければならぬ成果であった。

表1は、「史料2」の願書を江戸役所へ差し出した藤崎和泉と五十嵐長門を便宜的に取り上げ、三本の記事を比較したものである。記述には相違があり、所在地（町村名）・社号と神職を書く点は共通しているが、加えて寛政九年成立の一本を写したことが明らかな小泉蒼軒本では、地所の広さと神職の身分（神主・祀官・下道家・神子などの別）を書いており、記述の点でもっとも詳しい（写真1）。例えば、藤崎和泉について魚沼神社本が「八幡宮 三条 藤崎和泉」、小池家本が「八幡宮 従五位下三条 藤崎丹後守」と社号・所在地と氏名を書くのに対し、小泉蒼軒本は「社地四拾間四方、内藤豊前守領分三条町八幡神主 藤崎和泉」と社地の広狭と領主を加えて記している。調査が領主を経由してなされたこと、吉田家のねらいが神職改めであったことを考えれば、小泉蒼軒本がもっとも原型を留めていることは明らかだろう。そのうえで、三本は神社本位でなく、神職本位

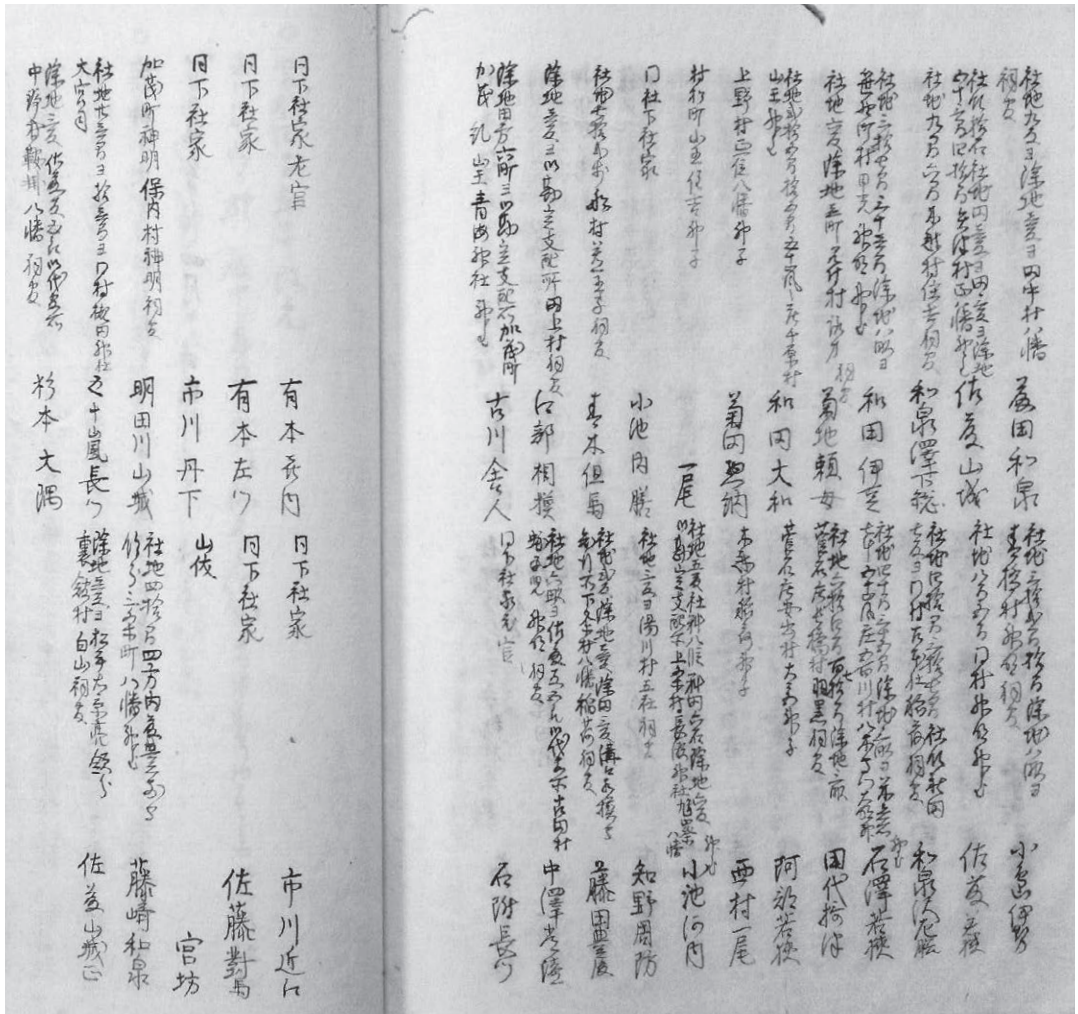


写真1 家名簿 小泉蒼軒「丙午隨筆」より(新潟市秋葉区 本間幸雄氏所蔵、新潟市立新津図書館寄託)

に記述されている点を確認しておきたい。
 宝暦七年と寛政九年の間には四十年の開きがある。この間、白川家が先鞭をつけた手法は深く吉田家に学ばれた。特に新興の江戸役所は、実際の下向に先立ち幕藩機構を利用して在地神職に対する権威と影響力を確保したのである。

3 吉田家江戸役所役人の廻村と論理

前章で述べた経緯により、各地の神職は江戸役所の役人下向を強く意識することになった。掲出するのは、寛政九年七月に槻田神社の五十嵐長門が作成した願書写しの一節である。

〔史料10〕

世倅勘解由儀、御本所神主継目未相済不申、私儀茂、伊勢出願有之參宮同道二而、来ル十日ニ上京発足仕、八月十五日前ニ帰国仕度奉存候、尤御本所御役人御下被成候ハ、私親類下田印内村河内代役相頼置申候間、以御慈悲願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候³¹⁾

史料に宛所は書かれていないが、領主役所にあたる村上藩の出張陣屋へ宛てられたと思われる。子の勘解由が継目の許状を請けておらず、長門本人も伊勢参宮に同道する必要があり七月十日に出立すること、八月十五日より以前には帰国するが、もし本所役人が下向した暁には院内村（三条市）に住む親類が代役を勤めることを願っている。長門親子はかねて出国する計画を持っていたが、出役人が八月に参着することを知り、その対応に苦慮した様子が窺える。こうした社人がいた一方で、下向を村方との相論解決に利用する向きも存在した。

大庄屋所から達しのあった書上帳の記述をめぐり明照院と争った蒲原郡鵜森村の田代山城は、寛政九年に村方との相論を抱えていた。鵜森村隣村の前須田村に兵部という神職がいた。彼の親は山城に取り立てられ、兵部もまた山城に同道し神事祭礼を勤めていた。彼が寛政九年夏に宗門改めへ出向いたところ、前須田村名主の忠兵衛より当村に兵部と申す神主はおらず、村方でも存ぜざるなどと聞かされ問答となった。この一件を後日山城が糺したところ、忠兵衛は「小村にて迷惑いたし候に付き、当村神主名前相除き下された」としと本意を明かし、さらに「願書差し上げ候間、その意を得候様に」と重ねて懲慥したため相論になった。以下に掲げるのは、鵜森組大庄屋の差配で仲裁に立った名主を介した山城の言い分である。

〔史料11〕

兵部名前は迄之通宗門御改帳ニ差出置候義者各別、後年当村ニ家盛等為致候義之決而相成不申候趣、名主忠兵衛始村方より取暖名主兩人方江挨拶いたし候旨尚又懸り名主より私方江被相達候ニ付、挨拶仕候ハ、兵部名前は迄之通りニ而相除不申候極者相分り申候得共、後年共前須田村ニ家盛仕間敷旨私一分之了簡を以難相極訳者、此度諸国社人共神祇道乱ニ相成候族有之、吉田御本所様より御札方御役人様御回国之段御触有之、右御序神主絶家休家等御糺之訳被仰廻候処、御上之義を指斗り後年家盛不及趣之扱者相成不申候段懸り名主之方江挨拶仕候処、毎々茂前須田村江被申入候由ニ御座候得共、何連ニ茂家盛為^(次相)義相成不申、剩兵部義人物村方ニ而吉込不申候ニ付、弥神主相立候訳ニ相成候ハ、村方勝手ニ相立度旨御願可申上存寄之由、掛り名主江名主忠兵衛より申聞候^(次相)ニ付、其節如何様人物ニ而

兵部義村方二而不吉込候哉⁽³²⁾

名主の仲裁で、兵部を前須田村の宗門帳から除外することは沙汰止めとなった。しかし、なお忠兵衛らは、家盛（人別）には含めぬことを主張した。これに納得しない山城が、このたび本所より糺方役人が廻国すると触れがあり、そのついでに神主絶家・休家なども糺すと廻状が届いている。このことを差し図り、人別に及ばないのは容認できないと訴えると、村方はそれならば独自に神主を立てることを願い出ると譲らなかつた。江戸役所の出役予告は神職に緊張をもたらし、後進の取り立てを促す効果があつたが、負担を嫌う村方はかえつて反攻の契機とすることを窺うなど利害の対立が表面化する一因ともなつた。

〔史料12〕

御勘定所付支配所越後国蒲原郡上条村八幡宮神主小池河内申上候、当社人之儀往古者下社家と申社役相勤候者両家有之候処、天和年中之頃一家退転仕、其後小池内膳大夫と申もの壺人二相成候処、元文年中之頃内膳太夫跡式病身二而社役相勤兼、其上難澁二罷成俗家同様二而社役人二差支迷惑至極仕候、然所当小池小治兵衛儀近年社役見習取立候処神役も相勤候心底二相見候二付、此度小池内膳と名改仕社役相続為仕度奉願候、願之通被仰付候ハ、近年之内身分相当之御許状御願可申上候、右願之通被仰付被下置候得者神事祭礼之節差支無之、且休家茂相立難有奉存候⁽³³⁾

掲出したのは、寛政九年八月付で蒲原郡上条村（加茂市）の八幡宮神主小池河内正が「御本所様江戸御役所」へ宛てた願書控えの一節である。八幡宮にはかつて下社家と呼ばれる社家があつたが、退転したので小池小治兵衛を小池内膳と改名し、社役とすべく近年のうち身分相当の許状を得たい。そうすれば神事祭礼に差し支えなく、休家も立つようになると願っている。寛政九年八月の日付と名宛人から、この願書は廻村中の宮川へ差し出されたに違いない。以下は推測になるが、恐らく宮川は河内へ願い出通りに仰せ付けた。従来なら上洛し、種々の手続きと高価な礼錢を寄進して獲得できた裁許を請け負い、神職が京都に出向かずとも名分を保つ仕組みを整え、権威を確保したのである。

しかし、江戸役所は裁許状そのものを下賜する権能は持っていない。彼の立場に限界があつたことは、「近年のうち身分相当の御許状」を願いたいと書き付けた小池河内も承知していた。裁許状の下賜に代わつて出役人が用いたのが、作成途上にあつた名簿への登載だつたに違いない。事実、先にみた小池家本には前須田村の宗門帳から除外された兵部が「田代兵部」の名で、小泉蒼軒本には小池内膳が「同社下社家」の肩書で記載されている（写真1）。

四月に古川舎人へ届いた文書によれば、役人の廻村では下社家・神子に至るまで参集することとされていた。この廻状の受け取り方

は様々で、五十嵐長門は不在中のことに心を砕き、田代山城は村方との相論の盾に使い、小池河内は下社家の取り立て、ひいては社家組織の強化を願いだした。三つの事例は一見異なるようにみえるが、いよいよ廻村が迫り、初めて姿を現す吉田家の権威をどう迎えるか腐心したことは共通する。

しかし、必ずしも内実をとまわずに願いを請け負う手法には、現実との間に支障をきたす恐れがあった。九月付で、槻田神社の五十嵐長門は、宮川へ次の願書を宛てている。

〔史料13〕

一 当御社号之義者、松平右京亮様御領分荒町村産子より往昔三条左衛門尉定明卿より御城主御代々大槻瀧之内二而御黒印千刈宛付来、并右村方開発以来字槻田御供田と申所高壺石八斗余寄附仕置、且亦御城主守護神二付御鎮座参向等之由緒有之候二付、石瀬御支配所之節御役所二おゐても 御公儀江御窺之上、日之丸御提灯御神納御座候旧記を以右村方より願出候二付、祖父親代より 御本所様江追々奉願上、私代旧記御取調御吟味之上 槻田神社御免許被仰付候、然処此度不存寄藤崎和泉殿より同御社号御免許被成下置度段奉願上候旨粗承知仕奉驚人候二付、荒町村江も左之趣沙汰仕候得者、一旦於 御本所様二御糺明之上御聞濟御座候処、尚亦今般御隣社江同御社号願之通御免許被仰付候而ハ、自然と当社伝偽人口二相懸り候様二罷成、随而乍恐御本所様御同名を穢し候様成行候哉も難斗、重キ御儀二付、早速領主一ノ木戸御役所江添翰相願 御本所様江奉願上候様申聞候、此儀も内々相伺候趣二相聞候得者 御本所様并一ノ木戸御役所御存外之御苦勞二罷成候段何共歎敷奉恐入候二付、奉仰御質慮度右之段御内意奉願上候³⁴⁾

右記願書で、長門は以下のことをいっている。槻田神社号には古くからの由緒があり、祖父・親の代から本所へ願出を重ね、私の代になり旧記取り調べを吟味して免許を得た。ところが、このたび藤崎和泉から同社号を免許するよう願出があり、しかも承知されたとき聞き驚いている。糺明のうえ許可されたのに、なおまた今般隣社へ同じ社号を免許されたのでは、当社伝が偽りと人口に上るようになる。本所の名を汚すことにもなりかねない。こう述べて、「御本所様御出役様」の宛所へ真意を問うた。

藤崎和泉もまた「近年のうち」に槻田神社号を願ひ、宮川が請け負ったというのが真相に近いだろう。このやり方は簡便で絶大な威力があったが、内実は上級役所へ口を利く約束を交わしたに過ぎない。筆者は、先の拙稿で古志郡六日市村（長岡市）三宅神社の神主星野大内蔵の行状に注目したなかで、彼が京都表と在地神職をつなぐ中間的な立場を築いて力を揮ったこと、やがてその行状に疑義が出て、以前の通り何事も本所から指示してほしいと願書が出され足元をすくわれたことを説明したが、宮川もまた取次を有力な手段としていた。彼は大内蔵より立場が強く、自身と江戸役所の権威を確保する複数の手段を保持していたが、やり方の内実は大内蔵とほとんど差異がない。換言すると、白川家が先鞭を付けた手法を学んだのは吉田家に限らず、大内蔵等の地域神職もまた学習していたこと

になる。

だが、在地神職がいに学習しても、その権威は決して吉田家と等式では結ばれない。大内蔵らはその限界を知悉し、『延喜式』に注目したが、下向した宮川は吉田家と幕藩体制を最大限利用して権威を身にまとうことに成功しており、大内蔵に代わり新たな取次として君臨したと考えられる⁽³⁵⁾。

4 神職理念の教諭

蒲原郡上条村近辺に宮川が到着し、小池河内を含む近在の神職と接触したのは寛政九年九月のことである⁽³⁶⁾。塚野目村（三条市）白山権現の五十嵐加賀・保内村（三条市）の木戸伊予など七名が参集した（表2）。場所は不明だが、七名のなかの有力者で、八月に差し出した願書を通じて宮川と直接もしくは間接的に知遇を得ていた小池河内宅を会場とした可能性が高い。

宮川は、集まった七名へ吉田家もしくは江戸役所が考える神職像を二六か条にわたって細かく説いた（表3）。地域神職は、この時初めて江戸役所の「諸国神祇道取締」とか「聞き糺し」の意図を知っただろう。この年始まった江戸役所の出役人を勤めたのは宮川だけでなく、八雲神社の榎山林忠も同年「東海道筋取締」を勤めていた⁽³⁷⁾。いずれの条文も吉田家がこの時期の神道世界を取り巻く情勢を反映して整えたもので、出役人はどの廻村先でもこうした中身を教諭したに違いない。

表2 加茂上条集会参加の神職

名称（所在地）	氏名
白山権現（塚野目村）	五十嵐加賀
八幡宮（保内村）	木戸伊予
八幡宮（下条村）	藤田豊後
蝦蟇神社（古田村）	中澤常陸
神明宮（田上村）	江部相模
五社大権現（湯川村）	智野周防
八幡宮（上条村）	小池河内

江戸役所には、神道が上昇気流に乗っているという強い自覚があった。右教諭のうちそのくだりを引用すると、「国家の天運日々昇り、神道隆盛の時」が至ったことをまず宣言し、「このたび京都・江戸両神学校御起立あらせられ、国々よりも社家方追々学校へ相詰められ候はば、神道事理の学問仰せ付けられるべく候」と、東西に神学校を設ける構想を明かし、「今般神祇道御取締り出役廻村ついでを以って、諸社家方へ御助成仰せ付けられ」と、各地から資金を集めるねらいが明確にされている（第二二条）。しかし歴史的には、教諭の重要性はほかの箇条にある。

各箇条は相互に関連して構成され、①神職の職分、②地域社会との関わり、③仏教との関係、④吉田家の担う役割が説明の柱になっている。いずれの箇条も具体的で、地域神職が直面する諸課題の解決に示唆的な要素が多い。

神職は吉田家から神道裁許状を請け、神事の伝授を願うなどのことをしてきたが、彼らの義務や職分は明確に定められず、そのことが宗教者間の紛争を引き起こす一因となっていた。しかし、宮川は行事にあたっては物忌みすること（第九条）、天長地久・四海静謐・村方安穩の御祈祷を尽くすこと、神書を読んで講談することを指示し（第四・五条）、祈祷に励み学問に精励することを説いている。な

かでも後進を育てて相互に睦まじく交わること、社格によって立場に高下がある点を見直し、僧侶が法累を敬うように同業者には平等に接することの強調は、地域神職に重大な示唆を与えたと思しい(第五・二一条)。関連して平人でも神道を相伝することを許すとし(第一二条)、量的拡大を公平性の導入で実現しようとした点は本所間の対抗措置であったのかも知れないが、これ以前に地域を覆った秩

表3 宮川権頭の名な説諭

- ・諸国の社家方で神祇道の法令に疎く、繪旨や御教書・御条目、天明2年御触の趣意をわきまえず、本所の許容も請わず、恣に神勤し不法の装束等を着用する社家・神子等が数多いと聞いている。今度国々へ出役人を指し向け、神祇道法令を教諭する(第1条)
- ・享保3年本所より出された法令、天明2年に公義が出した御条目を堅く守り、恒例の神事・祭礼を怠惰なく修めること。兼帯の神社で恒例の祭祀を怠惰にしないことを産子・村方へ含んでおき、村方の案内がなくとも恒例の祭祀に出勤しないのは越度になる(第2条)
- ・同職が兼帯する社頭・祭礼などを奪わず、村が頼んでも出勤してはならない(第3条)
- ・奉仕社、兼帯社とも常の掃除、恒例の祭祀を怠らないこと。怠る時は国家が不穩になる。仏像を礼拝し天神地祇を疎かにしたのが疫癘の天下に広まった始まりで、村々に鎮座する小社でも天下泰平・国家安全・五穀成就・村中安穩祈りのため祭祀を怠らないこと(第4条)
- ・社家方は今後最寄り組合を作り、年行司を決めて年二度ずつ集会を開き、太々神楽を修行して天長地久・四海静謐・村方安穩の祈祷をすること。神書を講談し、諸生(書生)を取り立て隔てなく相互に睦まじく柔和交わること(第5条)
- ・神事祭礼の節、大酒を飲まず、自己の勝手にまかせて法式不調の神楽を勤たり、止宿先の酒宴で肴舞と称する舞等をする族もいると聞いている。官服着用の身分で狂言師同様の致し方は言語道断である(第6・7条)
- ・奉仕社、兼帯社とも神璽の御箱・神躰などの勧請は願ひ次第にするので、願ひ立てること。正一位の神階は容易でないが、やり方もあるであろうから事情を願ひ出ること(第8条)
- ・社家は行事のさい物忌し、確かな師伝を受けて勤めるべきこと。そのことは組合同職が吟味すること(第9条)
- ・神職の家内の者を出家させてはならない。社頭はもちろん家に僧侶を招き説法などをさせてはならない(第10条)
- ・神社に出家者の参籠を許可してはならない(第11条)
- ・官職・継目のことを怠ってはならない。平人でも神祇道を深く信仰するなら神職の免許を受けさせるよう取り計ること(第12条)
- ・社家方の神子などは免許なく装束を着用するのは止めること(第13条)
- ・職分に関わり捨て置き難ければ、同職が相談して訴訟に及ぶこと。社家が退転しないよう取りはからうのが組合にとって第一のことである(第20条)
- ・同職一統は同席して互いに敬うこと。幼年の者へは慈愛を加えて引き立てること。僧侶が法類を互いに敬うのに、社家は同職を家来の如く呼び捨てにする者もいるが、これはよくない。今後は平等に敬うと妻子を始め家来まで伝えること(第21条)
- ・国家の天運が日々昇り、神道隆盛の時が至り、このたび京都・江戸へ神学校を建てるので、出役・廻村のついでに諸社家方より貸付いただき、年々の利息で学校を経営する。そうすれば神祇道はますます繁榮する(第22条)
- ・当年より同職組合、年行司を定め、年当番は公儀表・本所向きの御用等を勤めること。諸入用は帳面に記し、勘定して一統甲乙なく割り合い、諸事儉約して費のないよう取り計ること。年行司は一年限りで交替し、その節は諸書物を後役へ渡すこと(第23条)
- ・神道宗門のことは本所より伝奏を指し出し、それより公儀へ申し出る。社家が神祇道に志し本所の法式を守れば自然と神葬祭をするようになるだろう。神葬祭は願書が出され、支障がなければ家内一同へ免許するが、特に神職正統の父子・嫡子・神子だけはいつであっても願ひに応じるので、各々心掛け願ひ出ること(第24条)
- ・春・秋の集会で持参金を持参し、一同相談の上確かな人物へ預け、入用品を調べ、組合同職が入用の時に用いること。神葬祭の筋は年行司から割付の廻章が廻り次第遅滞なく出勤し、如法に執行って塵抹にならないよう取り計らうこと(第25条)
- ・日本紀・五国史・律令格式そのほか儒書に至るまで広く習熟し、神祇道を学ぶこと(第26条)

序に比較するとまったく新しい。

寛政九年二月、星野大内蔵は古志郡・魚沼郡等四郡の式内社比定神社の神主十六人を糾合し、相互扶助を目的に組織化した⁽³⁸⁾。そのさい、彼は「式外・分家・末家・末官の輩、近来不行跡にて本社・本家へ対し羽翼になるべきに、却つて敵対」し、「ほしいままにその職位を奪いむさぼり、御條目・御掟を背く輩」が多いことを指摘した。つまり、大内蔵は同職内にある階梯を維持し、下級神職の突き上げを許さないことを打ち出した。この主張に共鳴する神職は少なからずおり、組織が成立する原動力になった。しかし、「平人たりとも神祇道深く信仰の族へは神拝御相伝・木綿手纏等御免許受させ候」とか、「弘道のためその志に応じ、神職はもちろん平人へも神道相伝許されるべく候」などとした江戸役人の教諭は公共的な観点を持ち、半年ほど以前になされた大内蔵らの申し合わせと鮮やかなほど違っている。廻村に先立ち、「下社家神子に到る迄、参会致し教導の筋承服致す可し」(「史料6」)とした廻状の呼び掛けを貫徹した内容を聞かされ、神職は絶大な衝撃を受けたであろう。

仏教との関係でも新たな展望が開かれて、僧侶と神職を厳密に分け、社頭はもちろん神職の家で説法などさせてはならないこと、神社での出家者の参籠を許さないことを説き明確に一線を引いた。この点でもっとも重要なのが、第二四条に置かれた以下の条文である。

〔史料15〕

一 国々御配下之社家方、家内一統神道宗門之儀近々御本所御直願伝奏江被指出、其より 公儀江被仰立御配奉江被指出、夫より 公儀江被仰立御配下之社家方一統神道と可相成候得共、夫迄二茂神職之輩へハ職方の本意を以厚く神祇道ニ志し、御本所之御法式を相守られ候ハ、自然と神葬祭之儀ニ可被及候、外ニハ御法式に不相背様ニみへても内ニは己の勝手のミに心を委ね、神祇道に疎々敷輩ハ国家の御祈祷茂無覚束、社法筋心得違も出来可申哉と無心元候、不如意ながらも神葬祭等心掛候輩ハ専神祇道を学と有之御条目を相辨候心より起り、自然勝手之為計願候事とハ不被思召全神祇道御条目を堅相守候事と御満足ニ思召候、依之神葬祭之儀願出次第第而故障無之候得者家内一統御免許之事、尤神職正統之父子・嫡子・神子計者何時成共願出次第第被仰付候間、各心掛可被願出候事

本条の前提には宗門帳の作成、それに葬儀の法式の問題がある。二つとも、従前においては仏教者の関与なしでは執行が難しかった。しかし、神職の自覚が高まるにつれればしばしば問題になり、訴訟となった。相論は大きな負担で、寛政五年に藤崎和泉・五十嵐長門が江戸役所へ宛てた一札でこの問題への関与に吉田家が消極的だったことは、「史料2」でみた通りである。だが、右記史料では、近々本所から武家伝奏へ願ひ出るが、それまでの間でも神祇道に精励すれば自然と神葬祭へと行き着く。そのため、神葬祭については強いて障りがなければ願ひ出次第に家内一統免許する。かつ、神職正統の父子・嫡子と神子は無条件で仰せ付けるので各自心がけることを説いた。後段は神道葬祭に対する幕府の裁許に合致するものであったが、本所自ら新たな展望を開くことを謳った前段は、神職をさらに

自覚的に導いただろう。

教諭のなかには既得権を侵害する可能性のある箇条があり、例えば後進を手厚く導くことの強調は、有力神職が従来維持に努めてきた同職間の上下関係の否定につながった。

〔史料16〕

一 以手紙得御意候、此度其元悴右京儀従京都御本所表江人官^(ツマ)ニ被指登ニ候儀風聞ニ承り候、誠ニ候哉、先達而此方より申入置候処、否之儀も無之、尤此方より相頼申度儀も有之候由申入置候処如^(イカ)ケ御心得此方江否之儀も無之被指登セ候哉承り度候、尤否難申聞候ハ、以後此方弊下御神事ニハ差出シ兼候間早々否可被申聞候、頓首

小池河内守

五月八日

保内村

大和様

右之書状遣之候得共一向不参ニ而漸々七月九日ニ右大和直参いたし候ニ付右之趣申入候処、右之趣不承知ニ而罷歸り申候故、其後猶又右之段申入候処拙者儀ハ領主か又ハ御本所の外用之儀ハ無之候、其方様ニ而も用事ハ無之などと無法之儀申之、依而此方より古來之訳合申入候ニハ、先其元先祖之儀ハ全体山伏ニ御座候而此方先祖越後守の弟子ニ相成、其後神職ニ相成度旨相願候ニ付神職ニ取立世話いたし候処、御本所表も出来仕誠の神職ニ相成人官迄仕、保内村八幡宮祀官木戸伊予と申より貴様まで三代心易世話いたし候儀ハ全体古來より当社之幣下ニ相違無之由申入候処、大和申候ニハ夫ハ格別、此度之儀ハ私心得違ニハ無御座などと無法之儀申之、無拋出入ニ可及様子ニ相成候⁽³⁹⁾

蒲原郡保内村(三条市)八幡宮の神主で、寛政九年の加茂上条集會に参加した一人木戸伊予の祖は山伏であったという。ある時期に上条村八幡宮の小池氏が弟子として神職に取り立て、伊予守の官名を獲得し、以來幣下とした由緒があった。しかし寛政元年(一七八九)五月、木戸伊予の子大和の息右京が神職を継ぐにあたり、小池河内に届け出なく上洛し吉田家を訪れたことで相論になった。そのさい、右京は「拙者儀は領主か又は御本所のほか用の儀はこれなし」と言い放った。河内はこの行状を問題視し、「貴様まで三代心易く世話いたし」「古來より当社の幣下に相違これなき」と従來の秩序を訴え、吉田家へもその旨を傳達すると述べて紛糾した。

この一件は、近在の庄屋や神主が仲介し、七月に大和が河内へ「筋違い」を詫びる一札を提出して落着したが、領主・本所至上主義に傾いた右京の言動の背後には、天明二年の再触れがもたらした影響を窺えないだろうか。吉田家を本所に仰ぐ共通項が仇となり、下

表4 蒲原郡の神職組合

寛政11年 (1799)	享和元年 (1801)
新発田集会 中条集会 蔵光集会 水原集会 五泉集会 加茂上条集会 三条集会 村松集会 加茂上条集会 加茂条集会 割野集会 石瀬集会	蔵光集会 水原集会 五泉集会 加茂上条集会 三条集会

小池家文書・三条市立図書館所蔵
槻田神社五十嵐家文書より作成⁽⁴¹⁾

級神職の取り立てが進むと、同職間の争いが一層頻発し、足並みは揃わず統制を欠いて、そのことが村方に見透かされた傾向すら現れた。神職を取り巻く出役当時の状況はそうしたものであった。ほかの神職が関わる宮社に出勤してはならないなど軋轢を回避し、地域内秩序の確立を示唆する二六か条には、実は法度の再触れ等により混乱を深めた吉田家秩序の立て直しを図る意図が隠れていたに違いない。宮川は組合を作り、年行司（一年交替の代表者）を決めて年に二度ずつ集会を開くことを定めたが、それは地域的事情を斟酌する面があったのである。

宮川の廻村は、江戸に神学校を作るための資金集めという側面があった⁽⁴⁰⁾。神職組合の結成は、資金を確実に取り集める手段であった。教諭のなかで、彼はそれを隠していない。

しかし、地域神職は別に積極的な意義を認め得た。不安定な政治に突き動かされる形で社会の流動性が強まると、宗教者はたび重なる相論や混乱に苛まれた。そのため、神職組合の結成は確実に上納金を集める方便という以上に実際的な性格を帯び、共通して仰ぐ經典を持たない神職にとって、理想的な宗教者像を具体的に提示する一種の啓示として作用したに違いない。

十月、小池河内・木戸伊予など七名は再度集まり、宮川の教諭を奉ること、同職組合を結成して永く背かないことを申し合わせた。他地域における結成の経緯は詳らかでないが、寛政十一年に江戸役所から届いた廻状には、蒲原郡中で一一の組合が書かれている（表4）。一部には反発を受けた様子もみえ、のちにはまとめられたか脱落した地域が出たかして減少したが、宮川の働きかけは功を奏したことになる。吉田家の在地出張は白川家から遅れたが、後年まで及ぶ影響という点ではより重大な成果を挙げた。組合結成を契機にし、衆目にみえる形でそれを示したのが寺請からの離脱出願であった。

〔史料17〕

一 神祇道葬祭之儀者往古より神職一家二而可執行儀御本所吉田御家より代々 伝授仕、諸国一統御本所御条目相守候処、先年神職之者愚昧故歟法式衰微仕候而寺院借判宗門帳奉差上、右二付没期之節葬祭寺院焼香平生之俗体ニ准シ、式者剃髪為致社家不相応之新法を執行ひ候事故葬礼を差延置、一家迷惑之筋間々御座候ニ付早速御願可申上奉存候得共、御上之御苦勞奉恐是迄内々乍無念差扣罷在候得共、御本所御法式も相失社家一同安心無御座候ニ付、仲間相談り以往古より仕来之儀奉申上候

一 神職之者没期之節者、存命のことく髪を結び装束其官ニ随ひ神祇道法式を以葬祭相調申候、然上ハ寺院焼香・供養者不申及ニ、宗門帳借判之儀も吉田家神職ニ付御法度之宗門相保候節聊無御座候得者、已後御免被成下家々直印ニ而神職一家内別紙証文ヲ以御改被仰付被下置候ハ、御本所吉田家御請之証状申請可奉差上候⁽⁴²⁾

表5 神道宗門を出願した蒲原郡の神職

所在地	社号	氏名
上条村（加茂市）	八幡宮	小池河内
塚野目村（三条市）	白山権現	五十嵐加賀
川船河村（田上町）	若一王子社	青木但馬
田上村（田上町）	天神宮	渡辺能登
湯川村（田上村）	五社権現	知野周防
矢代田村（新潟市秋葉区）	八幡宮	轡田近江
矢代田村（新潟市秋葉区）	河内権現	武者加賀
中村（阿賀野市）	八幡宮	石黒和泉
今泉村（五泉市）	日光権現	石黒相模
中条町（胎内市）	羽黒権現	榎本石見
中条町（胎内市）	若一王子社	吉田日向
荒井浜（胎内市）	塩竈大明神	斎藤大和
大出村（胎内市）	熊野権現	五嶋因幡
山屋村（胎内市）	大山祇大明神	野尻兵部
持倉村（胎内市）	長嶋大明神	内山長門

右は小池河内が記し、幕府水原代官所へ提出した一札の下書きである。内容は神祇道に相応の法式で葬祭を執行し、吉田家の神職で御法度の宗門にあたらぬので、以後は家々の直印で家内の証文を仰せ付けてほしい。そのうへは吉田家の請状を差し出したいと述べている。この下書きには、蒲原郡中の各所から十五名の神職の名が書かれている（表5）。十一できた組合はいわば基礎組織で、各組を覆う郡単位の結合が目指され、その上部に江戸役所が君臨する構造が企図されたに違いない。江戸役所主導のもと、こうした環境を受容し、利用もしながら神職は革新を目論んだのである。

おわりに

本稿では、吉田家江戸役所が寛政九年に実施した役人の出張を中心に、先立つ環境整備と下向後に在地神職へ示した教諭に注目して検討した。江戸役所には強い指導力があり、同職間で足並みが揃わず、地域との結合も弱かった神職に組織化を促した。組織化にあたってはいくつかの階梯を踏み、まず既存の政治組織を利用して権力を創出し、京都との間を事実上取り次ぐことで個別具体的な在地神職の課題を解決する術をみせ、地域神職との対面の場では後進の引き立てと庶民の取り立てを含む従来と一線を画す神職像を打ち出し、求心力を担保した。

一方で、特に京都との関係において出役人の論理は実体をともなわない面があり、その点では混乱を助長した。この弱点の原因は、そもそも江戸役所の内部構造にあったと思われる。

〔史料18〕

宮川権頭宛四月廿九日附尊札、今七日致披閱候、向暑之節弥御堅剛御神務珍重之御事存候、然者其御許支配之内古来より神職筋目之もの有之、其者拾ヶ年以來鑄物細工致兼職候所、御許状不致頂戴候而者職業輕相見候二付、神職二而鑄物細工いたし候而も何方より茂故障無之儀二候ハ、御許状頂戴為致度、右願方并御礼禄等之義被窺候之旨被□越致承知候、右者別紙之通願書相認、御礼禄金三両差遣候得者、当御役所祝物并京・江戸往来之飛脚代共不殘粗済、願之通無滞相整候事二御座候、右為御報知如此御座候（中略）同宮川権頭儀者、神学室記立懸二而諸国致出役神祇道御用懸二者無之、殊二御役所詰二者無之、先日自今之儀者万端当御役所拙者宛御文通有之度存候、且亦其組合四人、去巳年御助成金于今不納二付、此間加茂町古川舍人方江幸便之節書状差向候間、外三人御□談之上近々被相納

候様致度、宜願御世話頼入存候、猶追々可申(箱)候(43)

右は寛政十年五月、槻田神社の五十嵐長門へ江戸役所の塩田兵庫が差し出した一札である。前段は、長門の配下に十年來鑄物細工を兼職する者がおり、故障がなければ裁許状を得させたいとする相談について、兵庫は承知し、願書を認め御礼禄金を遣わせば祝物と京・江戸往來の飛脚代とも済ませることを述べている。兵庫もまた事実上京都との取次役を執行していた。

後段は、前年越後へ下向した宮川は実は神学室を興す掛りで、神祇道御用掛りでも役所に常駐する者でもないことを述べ、以後はすべて自分に文通するようにいつている。さらに後段では三条集會に所属する四人から助成金が届かず、うち加茂町の古川舎人へは直に書状を出したので、ほか三人が納めるよう世話してほしいと述べている。

宮川を神学室の掛りとした兵庫の言い分には理があつたらしい。宮川は江戸役所に深く関わりはしていたが、兵庫が得た「関東筋取締方」のような肩書を京都から得るには至っていない。兵庫の論理を敷衍すれば、梶山林忠の「東海道筋取締」も僭称にあたる可能性が生まれる。しかし、蒲原郡中で宮川と対峙した神職は、彼をほとんど本所と等式で結んでいた。それを内部から否定したのは、画期的な教諭も色あせるだろう。

西田かほるは、本稿「はじめに」で言及した論考のなかで、甲斐国国中地方で府中八幡宮への勤番に組み込まれていた社家が吉田家へ接近して社会的立場を上昇させ、やがて八幡宮の支配から脱すると吉田家との関係を求めなくなつたことを指摘している(44)。蒲原郡中においても似たことは起り、吉田家の影響は世情の変動に応じて変化し、やがて後退したと思われるが、その理由は寺請離脱問題のような神職が抱える桎梏が克服され、本所役所の必要性が減じただけでなく、吉田家の内部的要因が影響したとは考えられないだろうか。寛政十一年、塩田兵庫は老衰多病を理由に江戸役所の目代を退き、権頭から大膳と名乗りを改めた宮川が跡を襲う旨を認めた廻状を蒲原郡中へ送達した。そのなかで、大膳は以下のことをいつている。

〔史料19〕

御廻状致啓達候、然者江戸御役所御目代塩田兵庫介儀老衰多病二而当御役儀勤兼退役隱居之儀願立候二付、御聞濟之上御褒員金被下之、願之通退役隱居被 仰付、跡御役儀今般拙者江被仰付、中橋御役所之儀者下谷立花殿西門寄御役所江御引移二相成、神祇道取締公辺向万端諸国出役掛御助成金共致勤役旨被 仰出、右之段御奉行所江茂御届ケ被仰入候間、自今以後神祇道筋万端右下谷御役所江可被申出候、勿論従京都も重役人在番有之候、廻状不洩様早々御吟達従旧御役所江返却可有之候(45)

史料は、目代が兵庫から大膳へ交替したこと、中橋から下谷へ役所が移つたので神祇道にかかる万端を申し出るべきことと並べ、「も

ちろん京都よりも重役人在番これあり」と書いている。京都から家老級の人物を迎えるのは、江戸役所発足当初からの目論見であった。しかし、寛政九年の地域神職には確信犯的な誤解があり、京都と江戸で権能が異なることを察知しながら宮川権頭を本所権威そのものと見做して敬った。それにも関わらず、目代交替の挨拶に京都との間に横たわる階梯を持ち込まざるを得なかった点に、大膳と吉田家の限界があつたに違いない。出役にあたり、江戸役所は持てる仕組みをすべて駆使し、自己の権威を最大化することに成功したが、在地の側ではほどなくその限界を見通すことになり、西田かほるの指摘のようにやがて吉田家から離れていったというのが真実に近いのではなからうか。

- ① 拙稿「近世後期の地域神職と組織―越後国古志郡三宅神社の神主・星野大内蔵に注目して―」（『新潟史学』第七六号 新潟史学会 二〇一八年）。
- ② 堺用所に言及した井上智勝は、実際に設置されたか、設置されたとすればどのくらい存続したかは判然としないといひ、計画があつたことを指摘するにとどめると述べている。井上智勝「吉田家大坂用所の設置と神祇道取締役・神道方頭役」（『大阪の歴史』第五五号 大阪市史料調査会 二〇〇〇年）。
- ③ 相山林継「吉田家関東役所の創立と初期の活動」（『國學院大學日本文化研究所紀要』一九八一年）。のち『現代神道研究集成』第三卷（神社新報社 一九九八年）に再録。また、相山「近世神道神学の萌芽」（雄山閣 二〇一四年）に再々録。
- ④ 井上智勝『近世の神社と宗教権威』（吉川弘文館 二〇〇七年）二〇五頁。
- ⑤ 村々を巡回するという方法で配下を募った点への注目は、井上智勝「近世神社通史稿」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八号（二〇〇八年）参照。
- ⑥ 註④ 井上前掲書二〇六頁参照。
- ⑦ 高埜利彦「江戸幕府と神社」（『講座日本歴史』第五卷（東京大学出版会 一九八五年）。のち高埜『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会 一九八九年）に収録。
- ⑧ 註⑦ 高埜前掲書一〇〇頁。
- ⑨ 註④ 井上前掲書三〇四頁参照。
- ⑩ 西田かほる『近世甲斐国社家組織の研究』（山川出版社 二〇一九年）一〇六頁。初出は西田「近世後期における社家の活動と言説―甲州国中・菅田天神社文書を素材として―」（『史学雑誌』第一〇六編九号 一九九七年）。
- ⑪ 註③ 相山前掲論文。
- ⑫ 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録六九。
- ⑬ 相山林継「吉田家国掛役人について」（『国学院雑誌』第一〇三巻第五号（二〇〇二年）。のち相山『近世神道神学の萌芽』（雄山閣 二〇一四年）に再録。
- ⑭ 辻善之助「神職の離檀問題に就いて」（『日本仏教史之研究』続編（金港堂 一九三二年）。のち辻『日本仏教史研究』続編下（岩波書店 一九八四年）に再録。

- (15) 内閣文庫所蔵「諸家秘聞集」巻之五より。国立公文書館デジタルアーカイブから閲覧した。
- (16) 相山林忠の離檀一件は、註¹⁴ 辻論文に示唆があるほか、相山林継「江戸時代における神職の身分確立への運動」（相山・宇野日出生編『神社継承の制度史』思文閣出版二〇〇九年）が前後のいきさつを詳細に検討しており、『近世神道神学の萌芽』にも収録がある。林忠については、相山「上総の神職日記」『季刊悠久』第六六号（鶴岡八幡宮悠久事務局一九九六年）にも言及がみえている。
- (17) 新発田市立歴史図書館所蔵「寛政四子年從四月至十二月 御在城御留守行事」より。本史料の所在は、原直史氏よりご教示を得た。
- (18) 高橋舎人家所蔵「白河入門一件訴状写」、目録三八八より。目録番号は、『越後文書宝翰集・弥彦文書』新潟県文化財調査報告書第二（新潟県教育委員会一九五四年）による。
- (19) 高橋舎人家所蔵「寛政一件記録」、目録三九〇より。目録番号の出典は註¹⁸に同じ。
- (20) 彌彦神社における継目の儀礼については、岡眞須徳『弥彦神領史話』（弥彦村教育委員会一九八五年）及び同『続弥彦神領史話』（弥彦村教育委員会一九九〇年）参照。
- (21) 註¹ 拙稿参照。
- (22) 『加茂市史』上巻（一九七五年）四九七頁。本史料は上記の書籍に読み下して引かれているが、内容を知るのに支障はないのでそのまま引用した。
- (23) 註³ 相山論文参照。
- (24) 高柳真三・石井良助編『御触書集成』第三巻 第二三九二号（岩波書店一九三六年）。
- (25) 註⁷ 高埜前掲書一〇一頁。
- (26) 加茂市教育委員会所蔵田代家文書（寛政九年閏七月）内済為取替濟口一札之事」。
- (27) 新発田市立歴史図書館所蔵「寛政九巳年從正月至十二月 御留守御在城行事」の寛政九年六月十二日条より。
- (28) 小須戸組分は新潟県立文書館所蔵新津組大庄屋桂家文書「寛政九巳年六月 村々宮社之訳書上帳 小須戸組」、新津組分は小泉蒼軒「己巳新居随録」（新潟市立新津図書館所蔵）より。いずれも『新津市史』資料編2（一九八七年）に採録がある。蒲原郡中条組については、昭和五十年代後半頃に出された中条町史編さん委員会『資料目録（一）』に、「寛政九年九月 村々持方宮社書上帖」という史料が載り、関連性を窺わせている。
- (29) 小泉蒼軒本は、彼の著述「丙午随録」に収められている（新潟市秋葉区 本間幸雄氏所蔵、新潟市立新津図書館寄託）。魚沼神社本は表紙に「越後国諸神社社家名録」の表題が、裏表紙に安永寛政期の神主五十嵐大炊の氏名が書かれ、具体年は知られないが寛政期の成立と考える蓋然性がある（小千谷市 魚沼神社所蔵）。小池家本は蒲原郡上条村の八幡宮神主を勤めた小池家伝来の一本で、記事の一節に「前神主 大崎石澤肥後（花押）行年六十二夏写」と入り、蒲原郡大崎村（三条市）の中山神社神主を勤めた石澤肥後の所蔵本を写したことが知られる。石澤肥後の生年が判明すれば筆写された年もわかることになるが、この点は課題としたい。

(30) 註(3) 相山論文参照。

(31) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録七〇。

(32) 加茂市教育委員会所蔵田代家文書「(寛政九年八月) 乍恐以書付奉伺候」。

(33) 小池清彦氏所蔵「(寛政九年八月) 乍恐以書付奉願上候」。『加茂市史』資料編6(近刊)に収載。

(34) 三条市立図書館所蔵、目録二〇九。『三条市史』資料編三(一九八〇年)六四五頁に所収。

(35) 註(1) 拙稿で、筆者は寛政十年二月付で吉田家の大角勘解由に宛て魚沼郡の神職九人が連名で出した一札に言及し、星野大内蔵の行状を問題視し、今後は以前のように何事も本所から命じてほしいとする中身から江戸役所の権威をも否定し、京都への回帰が志向されたと解釈した。しかし、本稿の検討で魚沼郡中神職による大内蔵権威の拒絶は、平等性と互恵性を打ち出した江戸役所による教諭が影響したと考えを改めている。

(36) 小池清彦氏所蔵「吉田殿配下神職集会定書」。『加茂市史』資料編6(近刊)に収載。

(37) 註(16) 掲出の相山林継「上総の神職日記」参照。

(38) 「式内社治定神主証拠正跡之名列集会取極神文事」の表題を持ち、刈羽郡本条村(柏崎市)の御嶋石部神社・刈羽郡別山村(同)の多岐神社・魚沼郡虫野村(魚沼市)の諏訪神社に伝来しており、式内社研究会編『式内社調査報告』第十七卷(皇學館大學出版部 一九八五年)・『高柳町史』史料編(一九八五年)・大倉政義『岡野町大倉家』(私家版 一九九三年)などに活字が載る。

(39) 小池清彦氏所蔵「(寛政二年) 御用留」。『加茂市史』資料編6(近刊)に採録。

(40) 神学校設立の資金集めについては、註(3) 相山前掲論文参照。

(41) 小池清彦氏所蔵「(寛政十一年) 宮川大膳廻状」及び三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書「(享和元年) 酉四月御本所江戸御役所廻状」、目録七一より作成。宮川大膳廻状は『加茂市史』資料編6(近刊)に収載。

(42) 小池清彦氏所蔵「(年不詳) 乍恐以書付奉願上候」。『加茂市史』資料編6(近刊)に収載。

(43) 三条市立図書館所蔵槻田神社五十嵐家文書、目録八四。

(44) 註(10) 西田前掲論文。

(45) 註(4) 前掲「(寛政十一年) 宮川大膳廻状」。

※ 本稿作成にあたり、彌彦神社宮司の渡辺吉信氏・御嶋石部神社宮司の五十嵐正人氏・新潟市秋葉区の本間幸雄氏には史料の閲覧等にご高配を賜りました。三条歴史研究会会長の佐藤茂氏・八木神社宮司の石澤功氏・熊野若宮神社宮司の吉田美津子氏には史料の所在について御教示を賜りました。原直史氏には懇切な御指導を頂戴しました。弥彦村教育委員会・三条市立図書館・新潟市立新津図書館・新発田市立歴史図書館には種々の御便宜を賜りました。記して御礼申し上げます。